



平成28年5月度 定例教育委員会

会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	平成28年5月10日（金曜日） 午後 3時00分～午後3時40分		
場 所	市役所分庁舎2階 会議室A		
出席委員名	大 隅 久美子（委員長） 松 下 順 英（職務代理者） 布 目 有希子	橋 本 陽 生 谷 口 正 弘（教育長）	
委員を除く出席者の職・氏名	部 長 大 東 康 之 部 長 茨 木 章 部 次 長 北 和 人 部 次 長 桂 智 美 部 次 長 西 川 茂 男 部 次 長 北 村 英 司 部 次 長 佐 野 正 樹 保育・幼稚園課主幹 北 村 泰 子 学校教育課主幹 福 田 昌 弘 学校教育課主幹 辻 元 弘	社会教育課課長 西 島 昭 彦 教育総務課主幹 加 藤 正 人 文化財保護課長 河 原 豊 教育支援センター所長 仲 辻 秀 樹 教育支援センター主幹 森 みゆき 生涯学習センター館長 吉 田 順 一 教育総務課係長 林 左和子 教育総務課 大 崎 茂 夫	

1. 報 告 事 項

- (1) 教職員の人事について
- (2) 「平成28年度研究指定校」について(北教育部次長) ※資料あり
- (3) 「平成27年度研修講座」について(学校教育課) ※資料あり
- (4) 「平成28年度八幡市教育支援センター事業方針」について(教育支援センター) ※資料あり

2. 議 題（協議事項）

- (1) 平成28年度公立幼稚園の利用定員の変更について(保育・幼稚園課) ※資料あり
- (2) 八幡市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則(案)について
(生涯学習センター) ※資料あり

3. その他

- ・「第32回綴喜青少年の主張大会の記録」の配付
- ・「きょうとふの教育」の配付
- ・当面の行事等日程表の配付
- ・前月分議事録(写し)の配付



	内 容
[委 員 長]	定刻となりましたので、5月の定例教育委員会を開催します。 次第に則って進めさせていただきます。 まず、報告事項からお願いします。 1. 報 告 事 項 (1) 教職員の人事について
[委 員 長]	この議題については人事に関することであるため、秘密会としたいと思いますが、異議はございませんか。
[各 委 員]	異議なし。
[委 員 長]	異議が無いようなので、秘密会とします。 以下 秘密会
[委 員 長]	秘密会を解きます。報告通り問題ありません。 有難うございます。続けて報告事項(2)をよろしくお願いします。
[北 次 長]	(2)「平成28年度研究指定校」について 今年度の本市の研究指定校は、一点目は、八幡小学校が「学力向上システム開発校」平成27年・28年の2年次の発表を来年2月3日にされます。算数科における課題解決型授業に向けた、八幡小の授業スタイルを全教職員で構築し研究を進められているものです。 実際、八幡小学校が一回目の指定を受けた中で、府のテストやCRT等の算数科については、点数にも効果が表れているように感じます。ただ、応用力等の基礎学力を活用して解く問題については、まだ効果は表れる域までにはなっていないため、そちらにも学力向上を目指すことになっております。 二点目は、「学力向上システム開発校」同じ題名の指定であります男山東中学校が平成28年・29年の2年間の指定の1年目として取り組んでいます。男山東中学校では、論理的思考を鍛える授業改善という研究主題を設定し言語活動等、国語科だけではなく色々な教科で論理的思考を鍛える研究に取り組んでいます。今年度の発表については、聞いていません。 三点目のまなび・生活アドバイザー事業ですが、府の予算の関係で事業名が、以前は学習習慣確立支援事業、平成27年度は、貧困対策なところで、こどもの学習・生活支援事業になっておりますが、今年度は、京都式「学力向上教育サポーター」事業に位置付けられております。本市においては、数年前から八幡小学校、くすのき小学校、中央小学校、男山中学校、男山第二中学校の5校が、まなび・生活アドバイザーの配置を受けて取り組んでいます。研究指定校ではありませんが、平成28年11月4日に男山東中学校にて京都府中学校教育研究会図書館教育研究大会を開催されます。先生方に時間がありませんでしたら、研究の様子を観ていただき、ご指導賜ればと思っております。以上です
[委 員 長]	ありがとうございます。他に何かありませんか。無いようなので報告事項(3)を学校教育課よろしくお願いします。 (3)「平成27年度研修講座」について
[福 田 主 幹]	平成27年度に開催した研修講座とその受講者数でございます。平成27年度は、13の講座と新転任者研修を3回、八幡市教職員研修大会を1回の計17回の研修を実施いたしました。今年度につきましても、昨年度と同程度の研修講座を計画し、実施予定しております。以上、報告させていただきます。
[委 員 長]	はい、ありがとうございます。講師の氏名欄がありませんが、全講座に講師は居るのですね。
[福 田 主 幹]	はい、そうです。
[委 員 長]	平成28年度からは、講師名の記載もお願いします。
[福 田 主 幹]	はい、分かりました。
[橋 本 委 員]	研修を受けた後は、成果の確認をどの様にされているのでしょうか。
[北 次 長]	校内での部会で検討したことを職員会議で教職員に提案する等の取り組みをしていると思



	<p>います。</p> <p>[橋本委員] はい、分かりました。</p> <p>[委員長] それでは、報告事項（４）を教育支援センターよろしくお願ひします。</p> <p>[仲辻所長] （４）「平成２８年度八幡市教育支援センター事業方針」について 八幡市教育支援センターとして、本年度も３点の事業を推進します。事業相談、不登校に向けた取り組み、特別支援教育です。昨年度との変更点は、ございません。</p> <p>１点目の教育相談につきましては、電話相談が一番多いのですが、出来るだけ来所による面談をすることで丁寧なカウンセリング、小学生についてはプレイセラピーに繋げる教育相談を実施いたします。今年度も引き続き内田京都教育大学教授にスーパーバイザーより助言を受けながら進めてまいります。</p> <p>２点目の不登校解消に向けた取り組みですが、早め早めの学校との情報共有を進める事で、不登校状態が長引かないように、さつき教室に繋ぐなど適切、適時に対応したいと考えています。</p> <p>３点目の特別支援教室に関しましては、現在、５月の実態調査をしております。その実態調査を通して、過去の子どもたちの障がいの状態に応じた支援の状況について把握しながら学校支援を行いたいと考えております。</p> <p>また、就学相談についてもきめ細かに実施したいと考えております。昨年度のまとめにつきましては、６月の定例教育委員会にて、平成２７年度の「所報」で説明させていただきます。昨年度の総件数が３，０００件を上回りました。今年度は、４月当初から落ち着いたスタートをしておりますが、今年度も引き続き子ども、保護者、学校支援を丁寧にしたいと考えています。今年度４月当初は、教育相談は４６名、さつき教室は２２名でスタートしております。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
[委員長]	<p>はい、ありがとうございます。６月の定例教育委員会にて平成２７年度の「所報」の報告を頂いてからご質問、ご意見を頂きたいと思ひます。大変だと思ひますが、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、２．議題に入ります。議題（１）を保育・幼稚園課よろしくお願ひします。</p> <p>２．議 題（協議事項）</p> <p>（１）平成２８年度公立幼稚園の利用定員の変更について</p>
[佐野次長]	<p>八幡市立幼稚園規則第３条の規定に基づき、平成２８年度公立幼稚園の利用定員を１次募集の園児数により平成２８年１月定例教育委員会で決定いたしました。その後転出等により、八幡第四幼稚園の３歳児の園児数が２０人になったため、利用定員を２０人に変更するものです。その他については、変更はございません。今回の変更により八幡第四幼稚園の定員の合計が、１４５人から１２５人に総合計が、５２５人から５０５人に変更となります。</p> <p>以上でございます。</p>
[委員長]	<p>ありがとうございます。これについて、何かご質問がありましたらお願ひいたします。</p> <p>質問等が無いようなので、採決をとってもいいでしょうか。</p> <p>それでは、平成２８年度公立幼稚園の利用定員の変更について、採決させていただきます。提案通り同意の方は、挙手をお願いします。全員一致で可決します。全員異議なしという事で承認いたします。</p> <p>続いて、議題（２）を生涯学習センターよろしくお願ひします。</p>
[吉田館長]	<p>（２）八幡市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則(案)について</p> <p>改正理由といたしまして、八幡市立生涯学習センター条例施行規則第５条第２項第２号には、ふれあいホール以外の施設につきましては、使用日の６ヶ月前に当たる日から３日前と規定されています。</p> <p>当センターに登録されている定期的に利用される団体につきましては、利用月の前月の最初の開館日、つまり１日から利用許可申請を受付していることから、規則と実態が合わなくなっ</p>



ています。この事から、現行の申込許可申請方法を整理し、全ての利用者が平等に使用許可申請ができるよう改正を行うものでございます。

以上でございます。

[大東部長]

少し補足させていただきます。生涯学習センターに団体扱いは、本来ありません。しかし、地域の方がサークル活動として利用されています。例えば公民館条例では、「公民館施設を利用するものは、当該利用する日の5日前までに公民館使用許可書を申請する。但し、当該使用日を含む月の前月の最初の開館日以前のもは、受け付けない。」とあり、これを基にしています。市民の方が中心に使用されるのが理想だと思いますので、特に支障は無いと思います。

[委員長]

はい、よく分かりました。公民館規則に合わせたわけですね。

何かご質問がありましたらお願いいたします。質問等が無いようなので、採決をとってもいいでしょうか。それでは、八幡市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則(案)について採決させていただきます。提案通り同意の方は、挙手をお願いします。

全員一致で可決します。

全員異議なしという事で承認いたします

それでは、3. その他をお願いします。

3. その他

[西川次長]

- ・「第32回綴喜青少年の主張大会の記録」の配付
- ・「きょうとふの教育」の配付
- ・当面の行事等日程表の配付
- ・前月分議事録(写し)の配付

以上4点を配付しております。

[委員長]

それでは、以上をもちまして5月度の定例教育委員会を閉会いたします。

※次回定例教育委員会

日時：6月3日 午後3時

場所：文化センター3階 講習室5